

知財の広場

AIによって生み出される創作物は著作物として保護されるのか？
猿が撮影した写真は？ 子供がお絵描きした作品は？

AIは、人間の具体的な指示なしに創作物を生み出すことができる状態に至る可能性があり、すでにこの段階に達している分野があります。具体例としてスペインのマラガ大学が開発した、作曲をする人工知能「ラムス」があります。アルゴリズムによりわずか8分で楽曲を自ら作成し、MP3や楽譜などの形式で書き出すことが可能です。

今後、AIはさらに進化し、人智を超えた創作物を生み出す可能性を秘めています。では、AIが人間の手を離れて創作した音楽や絵画などの著作物については、AIが著作権者になるのでしょうか。現行の著作権法において、著作物とは、『思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（著作権法2条1項1号）』と規定されています。つまり、「著作物」といえるためには、思想や感情が創作的に表現されていることが必要になります。このため、AIは、著作権者として認められておらず、AIの生み出したものは基本的に著作物として認められておりません。

しかし、AIの生み出したものは保護されないとすると、AIが創作した作品は、無償で誰もが使用可能となる。もし、AIが価値ある著作物を創作しても、取り締まるすべはなく無断使用を許すことに繋がるという問題が生じる可能性があります。今後の議論が待たれるところです。



では、猿が撮影した写真は、どうでしょうか。

法律には、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、」と規定されていることから、人以外は著作者とはなり得ず、猿が撮影した写真は著作物として認められないと考えられます。

子供がお絵描きした作品はどうでしょう。

答えはYESです。子供であっても、思いや気持ちを表現した絵は著作物となり得ます。



西脇 吉徳（知財ナビゲーター）